

社会福祉法人 せとうち 評議員選任・解任委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 せとうち（以下「法人」という。）定款第六条に基づき設置する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要事項を定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員の選任)

第2条 委員の選任は、理事会の決議をもって行わなければならない。

2 監事からの委員を選任するに当たっては、監事による互選とする。

3 事務局員からの委員は、法人・施設の職員をあてる。ただし、理事を兼務する職員は除く。

4 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の役員又は職員（退職後1年未満の役員又は職員に限る。）

(2) 過去に前号の規定に該当することになったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、職員（退職後1年未満の職員に限る。）

(4) 社会福祉法等に規定する欠格条項等に該当する者

(委員の解任)

第3条 委員が、次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事定数（理事現在数）の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の報酬等)

第5条 委員のうち、監事及び外部委員には、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、定款第6条第2項に規定する委員で構成する。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、法人の評議員の選任及び解任を行うことを任務とする。

(委員会の招集)

第8条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

(委員会の招集通知)

第9条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第10条 委員会の議長は、その都度委員の互選とする。

(評議員の選任)

第11条 評議員の選任は、次に掲げる手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された評議員候補者（以下「当該候補者」という。）を委員会に推薦する。
- (2) 理事会は、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
 - ア 当該候補者の経歴
 - イ 当該候補者を候補者とした理由
 - ウ 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - エ 当該候補者の兼職状況
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の解任)

第12条 評議員の解任は、次に掲げる手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された評議員解任の提案を委員会に行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、出席した委員の全員が署名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 議長の名前
- (4) 委員会に出席した委員及び理事の名前

3 議事録は、会議の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、社会福祉法附則第7条第2項の規定にかかわらず、定款の変更認可の日2017年(平成29年)3月15日から施行する。

ただし、当初の評議員選任・解任委員会の任期は、第4条の規定に関わらず、2017年(平成29年)4月1日以降4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。